

建設工事における一般競争入札参加条件で求める
官公庁等発注の元請施工実績について

令和4年4月1日以降に発注（公告又は指名通知を行う）する案件については、周知のとおり「原則、工事实績情報サービス（コリンズ）で登録されている**官公庁等発注**の公共工事の元請施工実績のみを認める」こととしていますが、**官公庁等に該当する機関**については下記のとおりです。

記

- 1 国の機関（立法機関、行政機関、司法機関）
- 2 地方自治法第1条の3に定める普通地方公共団体及び特別地方公共団体
- 3 独立行政法人通則法第2条又は地方独立行政法人法第2条に定める法人
- 4 法人税法第2条第5号に定める公共法人
- 5 法人税法第2条第6号に定める公益法人等
- 6 建設業法施行規則第18条に定める法人
- 7 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第1条に定める特殊法人等
- 8 以下の各法令で定める事業者等のうち、公共公益施設の整備に関する事業を行う者
 - (1) 鉄道事業法第2条に定める第一種鉄道事業、第三種鉄道事業又は索道事業を営業者並びに軌道法第3条に定める軌道営業者
 - (2) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第4条の規定により中部国際空港等の設置及び管理を行う者として指定を受けた者
 - (3) 特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第3条の規定により特定外貿埠頭の管理運営を行う者として指定を受けた者
 - (4) 電気事業法第2条に定める電気事業者のうち小売電気事業者を除く事業者
 - (5) ガス事業法第2条に定めるガス事業者
 - (6) 電気通信事業法第9条の登録を受けた者又は同法第16条第1項の規定による届け出をした者
- 9 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第8条第1項の規定により選定された民間事業者
- 10 日本国以外の国の機関
- 11 その他、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供するコリンズの工事实績情報に発注機関として登録された機関